

女性に対する暴力をなくす運動週間

11月12日(金)から25日(木)までの2週間は、女性に対する暴力をなくすこと、暴力の被害にあっている人たちの安全を守ること、暴力が絶対にあってはならないことを周囲に伝え、関心をもってもらうための運動週間です。

暴力を許さない社会を一緒に目指しましょう。

市では、ドメスティックバイオレンス(DV)や夫婦・家族のこと、離婚のことなど、女性の様々な相談に応じるために、女性相談(DV)ホットラインを開設しています。

女性相談員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

■電話番号 (32)8724

■受付日時 平日の午前9時～午後5時

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903



女性に対する
暴力根絶の
シンボルマーク

全国一斉女性の人権ホットライン強化週間

女性の人権ホットライン

配偶者・パートナー等からの暴力や、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題の相談に応じています。女性の人権問題に詳しい法務局職員や人権擁護委員が担当します。

相談は無料で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、ご相談ください。

■全国共通番号 ☎0570(070)810

全国一斉女性の人権ホットライン強化週間

期間中は土日も相談を受け付け、平日の電話受付時間を午後7時まで延長します。

■日時 11月12日(金)～18日(木)

平日 午前8時30分～午後7時

土日 午前10時～午後5時

■問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(32)8887

未就学児の保護者に「おでかけ号」利用券を交付

子育て世帯の外出支援のため、未就学児の保護者の方にデマンド交通「おでかけ号」の利用券を交付しています。

■対象者 市内に住所がある未就学児の保護者の方

■交付枚数 1世帯につき10枚(年度内有効)

■申込方法

こども福祉課に申請書を提出

■持ち物 印鑑、デマンド交通利用登録証(すでにお持ちの方)

■利用券の有効期限

令和4年3月31日(木)

注意事項

・利用券は、未就学児の保護者が、未就学児とともにデマンド交通を利用する場合にのみ使用できます。

・複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要になります。

・未就学児が乗車するには保護者の同伴が必要です。

・利用券は再交付できません。

・利用券の交付申請は毎年度必要です。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

在宅での育児を支援 育児ママ・パパリフレッシュ利用券

3歳未満の乳幼児を在宅で養育する保護者の方が、お子さまを一時的に保育園などに預けられる利用券36時間分を発行しています。

■対象者 保育園など(認可外保育施設や児童福祉施設を含む)に入所していない生後3か月～3歳未満の乳幼児と同居し、養育している保護者

■申込方法 こども福祉課で申請(印鑑をお持ちください)

■注意事項

- ・申請は子1人につき1回まで
- ・利用券の再発行はできません
- ・利用時間は1回につき最大4時間
- ・初めて利用する施設・前回の利用から期間があいたときは要面談
- ・子が体調不良のときは利用できません
- ・ミルク等の料金が別途かかることがあります

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

■利用できる施設

施設名	所在地	電話番号
グリム保育園	下長田69	(52)1127
あおば保育園	薬師寺1584-6	(48)5530
わかば保育園	下古山3025-1	(39)6305
薬師寺保育園	薬師寺2362-5	(48)0063
むつみこども園	柴769-25	(32)6733
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(40)1155
薬師寺幼稚園	薬師寺1584-2	(48)0132
第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44)9988
愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44)7783
野ばら幼稚園	中大領386-1	(53)5508
石橋幼稚園	石橋535	(53)0218